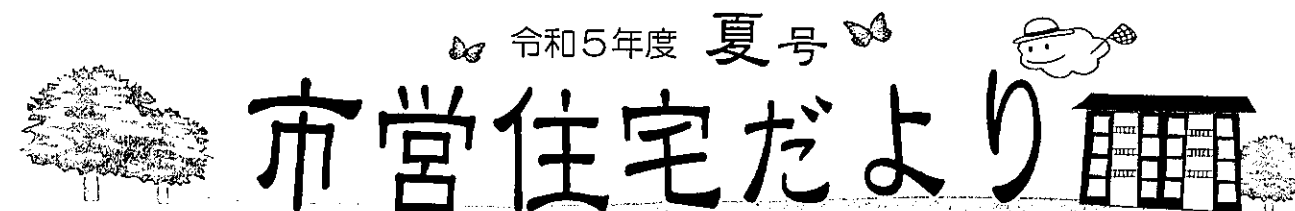


令和5年度 夏号

市営住宅だより



収入申告書及び減免申請書の受付を開始します
 <令和5年8月1日から8月31日まで>
 申請書の提出は西宮市営住宅管理センターへ！

【申請書提出先】西宮市営住宅管理センター

〒662-0918

西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所南館3

TEL：0798-35-5028

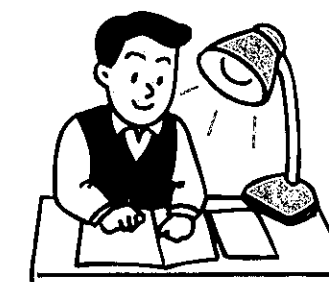
令和6年度の家賃を決定するため、市営住宅の入居世帯に収入申告（普通市営住宅・コミュニティ住宅）又は家賃減免申請（改良住宅）の関係書類を8月1日付で送付します。

収入の有無にかかわらず、必要事項（令和4年中の収入等）を記入し、押印の上、必要書類（該当する方のみ）を添えて、8月31日（木）西宮市営住宅管理センター必着で返送してください。

県公社住宅、特別賃貸住宅及び店舗をご利用の方については申告の必要がないため、書類は送付されません。

収入申告書を提出しない場合には、収入状況に関係なく近傍同種家賃（公営住宅法上の上限家賃）を負担していただきます。

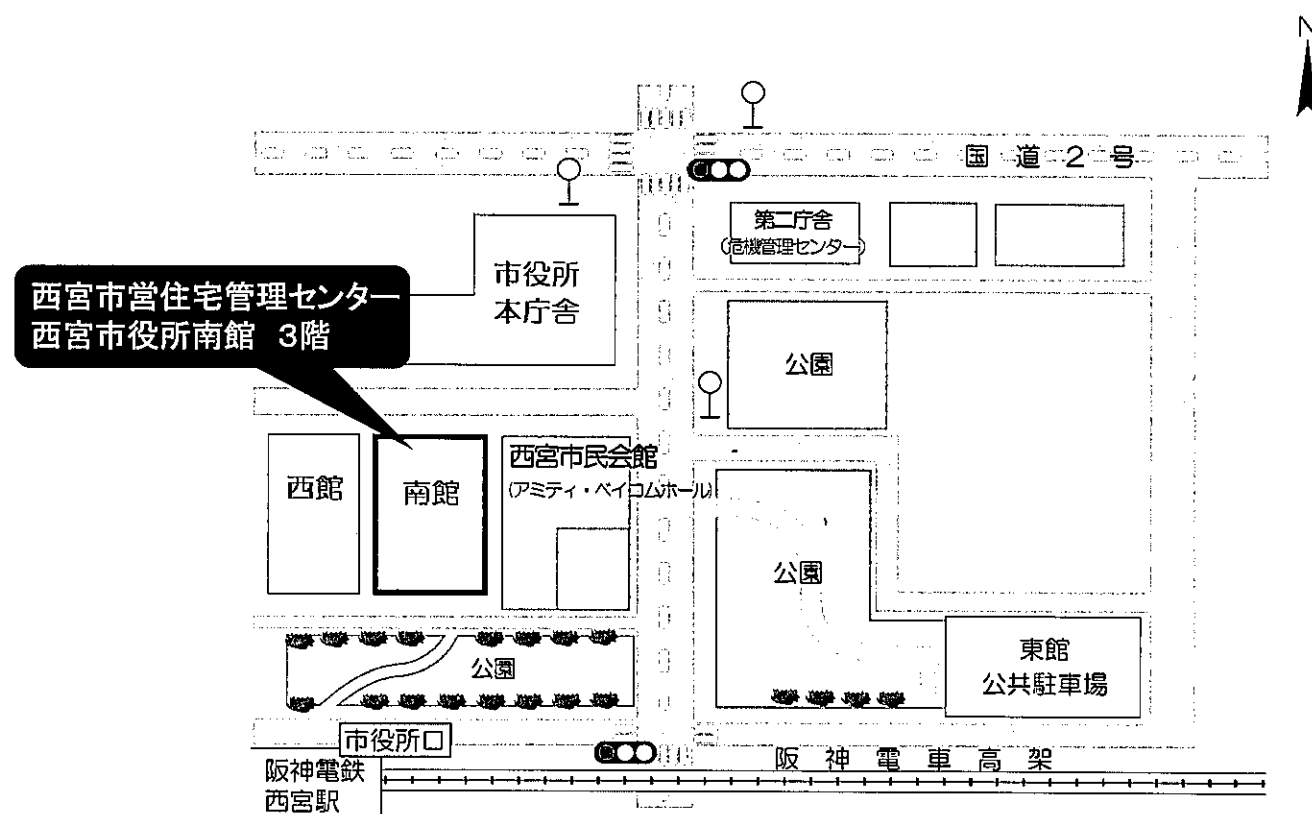
また、改良住宅においても家賃減免申請書を提出しない場合は、収入状況に関係なく規則家賃を負担していただきます。



収入等に応じた家賃にするために必ず期限までに提出してください。

お問い合わせ内容	お問い合わせ先・時間	所在地	電話番号
市営住宅及び敷地内の日常的な管理について	西宮市営住宅 管理センター 9時00分～ 17時30分	西宮市役所 南館 3階	0798-35-5028
市営住宅の入居者の募集、返還について			
市営住宅の入居者の異動などについて			
市営住宅の家賃について			
建替対象住宅からの住替えについて			
市営住宅の駐車場・模様替え・その他について			
市営住宅の修繕について			
夜間・休日の緊急連絡先（コールセンターへ転送）			0798-35-5028

〈アクセスマップ〉



視覚障害者の方に向けて「市営住宅だより」をCDやテープに録音して配布する取り組みをおこなっております。数に限りがございますので、ご希望の方はご連絡ください。（TEL0798-35-5028）

家賃・駐車場使用料を期限内に納めましょう

家賃・駐車場使用料の納期限は毎月10日(土曜日、日曜日、祝日の場合はその翌営業日)です。
3か月以上の滞納があれば、住宅の入居許可や駐車場の使用許可を取消し、明渡しを請求します。
明渡し請求後に自主的な明渡しがない場合には、訴訟提起のうえ、強制執行の手続きをとります。
市営住宅・駐車場を快適にご利用いただくためにも、納期限までに納付をお願いします。
納付には便利な口座振替もご利用いただけます。

家賃・駐車場使用料のお支払は口座振替で！

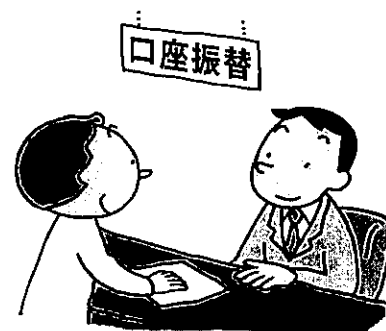
お手続きは…

○西宮市営住宅管理センターで、申込用紙をもらいます。
※お電話でご連絡をいただければ申込書を郵送します。

○必要事項を記入して、金融機関の窓口へ提出します。

○「口座振替決定について」のお知らせが届きます。
※提出から、およそ1~2ヶ月かかります。

○お知らせする振替開始月の10日から口座振替が始まります。
※土曜日、日曜日、祝日の場合はその翌営業日の引き落としとなります。



共用部に物を置かれている方は撤去してください

共用廊下や階段、踊り場等の共用部分に自転車や植木、物置、エアコンの室外機(専用の設置スペースがある場合を除く)等、物を置くことは禁止されています。通行の妨げや、緊急時に消防等の活動の妨げになることから、西宮市火災予防条例第43条の2に違反します。



パラボラアンテナについても、上記共用部のほか、建物外壁やベランダ手摺へは落下等の危険がありますので設置はしないでください。

近隣住民とトラブルの原因となる可能性もありますので、共用部分には物を置かないようお願いいたします。

入居に関する手続き

1. 世帯構成の変更

入居後、ご家族に出生、死亡、転出等が生じた場合、**市民課だけでなく、西宮市営住宅管理センターへ家族異動の届出が必要です。**

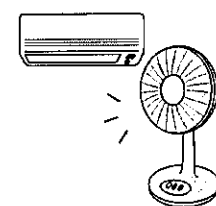
2. 入居承継・同居

名義人が死亡、または離婚等により退去した場合、同居の家族が市営住宅に住み続けるには「入居承継」の手続きが必要です。新たな同居人を迎える場合や、**以前同居していた方が再度同居することになった場合は、「同居申請」の手続き**が必要です。

※「入居承継」「同居申請」とも承認には条件があります。
必ず事前に西宮市営住宅管理センターにご相談ください。

熱中症の発生場所は屋内が最多

熱中症は屋外で発生するものと思いがちですが、令和4年度の消防庁の統計によると、屋内での救急搬送発生が39.5%で最多となっており、屋内だから大丈夫という認識は改める必要があります。



建物の構造・間取り・方角によっては、外気温が26度未満であっても、屋内では28度から30度以上になることが多々あります。エアコン運転基準を外気温によらず、室内温度が常に適温になるようにしましょう。

なお、熱中症予防のポイントは以下の通りです。

- のどが渇いていなくても、こまめに水分・塩分の補給をしましょう
- 扇風機やエアコンを使って、**室内の温度調節**をしましょう
- 室内換気や遮光カーテンなどで、**室内の温度が上がりにくい環境を確保**しましょう
- 温度計を置くなど、**室内の温度を確認**しましょう
- 睡眠不足など、**体調管理には注意**しましょう

熱中症になってしまったら

家の中でじっとしていても室温や湿度が高いために、体から熱が逃げにくく熱中症になる場合がありますので、注意が必要です。もし熱中症になってしまったら、応急手当てが必要です。

- ※ 涼しい場所や日陰のある場所へ移動し、衣服をゆるめ、安静に寝かせる。
- ※ エアコンをつけるか、扇風機・うちわなどで風をあて、体を冷やす。
- ※ 冷やした水分、塩分の補給。
- ※ 首の周り・脇の下・太ももの付け根など、太い血管部分を冷やす。
- ※ 口から飲めない場合や、症状に改善が見られない場合は、受診が必要です。
(状況によっては、急いで救急車を要請する必要あり。)